

令和4年3月8日（火）

於・ 農林水産省 8階 水産庁中央会議室

## 第37回

# 太平洋広域漁業調整委員会

## 議事速記録

1. 日時：令和4年3月8日（火）13：30～16：04

2. 場所：農林水産省8階 水産庁中央会議室

3. 出席委員等

**【会長】**

学識経験 関 いずみ

**【都道府県互選委員】**

岩手県 大井 誠治

宮城県 關 哲夫

福島県 鈴木 哲二

茨城県 高濱 芳明

千葉県 石井 春人

東京都 有元 貴文

神奈川県 宮川 均

静岡県 高田 充朗

愛知県 鈴木 輝明

和歌山県 片谷 匡

徳島県 豊崎 辰輝

高知県 前田 浩志

愛媛県 佐々木 護

大分県 濱田 貴史

宮崎県 山田 卓郎

**【農林水産大臣選任委員】**

漁業者代表 福島 全良

漁業者代表 鈴木 宏彰

漁業者代表 小坂田 浩嗣

漁業者代表 金澤 俊明

漁業者代表 中田 勝淑

漁業者代表 井上 幸宣

学識経験 花岡 和佳男

【参考人】

柏瀬 巖（公益財団法人 日本釣振興会）

木村 陽輔（一般社団法人 全日本釣り団体協議会）

4. 議題

（1）太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について

（2）太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について

（3）その他

①令和4年度資源管理関係予算について

②その他

午後 1 時 3 0 分 開会

○魚谷室長 それでは定刻となりましたので、ただいまから第37回太平洋広域漁業調整委員会を開催いたします。

私、事務局を務めます水産庁資源管理推進室長の魚谷です。よろしくお願いいたします。

まず出席の状況でございます。本日は都道府県互選委員である北海道の川崎委員、青森県の竹林委員、三重県の浅井委員、大臣選任委員である清水委員、北門委員が事情やむを得ず御欠席されておりますが、委員定数28名のうち、定足数である過半数の23名の委員の御出席を賜っておりますので、漁業法第156条で準用いたします同法第145条の規定に基づき、本委員会は成立していることを御報告いたします。

それでは関会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○関会長 本日は年度末のお忙しい中、委員の皆様におかれましては御出席を賜りましてありがとうございます。

コロナもずっと続いている状況ですし、世界情勢も非常に不安定になっております。漁業とか水産業への影響も今後どういうふうに出てくるかという、先が見えないような状況であるわけですけれども、やるべきことを淡々とやるということで、本日の委員会も皆様どうか、忌憚のない御意見をたくさん頂きたく、よろしくお願いいたします。

本日は水産庁から藤田資源管理部長、坂本管理調整課長、魚谷資源管理推進室長、松尾沿岸・遊漁室長に御出席を頂いております。

また、本日はクロマグロの遊漁に関する協議が行われる予定ということで、これまでの委員会での議論を踏まえて遊漁関係者の意見を聞く必要があるということから、太平洋広域漁業調整委員会事務規程第9条に基づきまして、参考人から意見を求めることとしております。参考人としては、公益財団法人日本釣振興会常任理事の柏瀬様、それから一般社団法人全日本釣り団体協議会専務理事の木村様に御出席を頂いておりますので、後ほど御意見を賜りたいと思います。

なお、参考人は事務規程第9条2項に基づき、会長が選定しております。

それでは本日御臨席いただいている水産庁の藤田資源管理部長から、委員会の開催に当たり、一言御挨拶を頂きたくと思います。

○藤田部長 聞こえていますでしょうか。

太平洋広域漁業調整委員会の開催に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症の防止対策の最前線でその拡大防止、感染者の治療

に取り組まれております医療関係者の皆様に感謝を申し上げます。また、緩和が進められている外国からの入国制限のほかに、ウクライナ情勢の影響も受けた更なる燃油価格の高騰も加わりまして、従前にも増して厳しい環境において、日々国民に対する食料の供給、地域経済の維持活性化に取り組んでおられる水産業の関係者の皆様に、改めて御礼を申し上げます。

また、委員の皆様方におかれましては、今年6月以降のクロマグロ遊漁に関する規制、どうなるんだということ、地元で遊漁とか観光に関連する方の話が持ち込まれたりしているんじゃないかというふうに思います。本日の議題にもございますが、遊漁の適正な管理に向けた過渡期でもございますので、引き続き御理解と御協力を頂けると幸いに存じます。

さて、新たな資源管理を推進するために、既にTAC魚種となっている資源以外の資源につきましても、水産研究・教育機構の方では、MSYベース、あるいはこれに準ずる形での資源評価が可能な資源につきまして、順次評価結果を公表していただいております。

水産庁では同機構と一緒にその内容を説明し、資源管理手法検討部会や、ステークホルダー会合の開催を進めておりまして、様々な意見、宿題を頂き、引き続き議論が前向きな形で行えるように作業を進めているところでございます。

同時に各都道府県と連携をいたしまして、ウェブ会議も活用して、この新たな資源管理についての説明と意見交換を行っております。その中では直ちにMSYベースの資源評価ができない資源についても資源評価を行うとともに、そうした資源評価結果を基に、現在行っている資源管理計画を、改正漁業法に基づく資源管理協定に移行していただくということにつきまして、説明をしているところでございます。

こうした我が国周辺水域におけます資源管理を進めていく上で、各漁業調整委員会及び、広域漁業調整委員会における調整機能や委員会指示は、非常に重要な位置づけを有するものでありまして、これからもその機能が発揮されるように必要な情報提供などを行っていくこととしてございます。

一方で、近年我が国周辺水域におきまして、サンマ、サケ、スルメイカ等の主要な資源の不漁だけでなく、昨年は北海道太平洋沿岸域では赤潮の発生がありましたし、また沖縄県、鹿児島県周辺には、軽石が漂着しました。さらに昨今、ロシアによるウクライナ侵攻の影響等によりまして、燃油価格の高騰なども加わりまして、漁業関係者の皆様方は大変厳しい状況にあるというふうに認識してございます。

水産業をめぐる環境は大きく変化してきていることから、水産庁といたしましては、こうした多くの課題に対応するため、令和3年度補正予算や4年度当初予算におきまして、必要な予算措置を講ずるとともに、先週金曜日に漁業燃油高騰対策につきまして、事業の安定的な運営を確保するため、基金への積み増し、事業者の省エネ機器の導入支援につきまして、支援対象の拡充ということを講じることを決定しております。

中長期的な方向性に関しましては、今月改定を予定しております水産基本計画におきまして、これらの課題を踏まえた内容とする用意を進めているところでございます。

今後とも関係者の皆様の意見をお聞きしながら水産政策の改革を進め、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造の確立を目指してまいります。引き続き、御理解と御協力を賜りますよう、改めてお願いを申し上げます。

締めくくりに、本日の委員会が実りの多いものとなること、さらに関係者の皆様の御健勝並びに航海の安全を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○関会長 藤田部長、どうもありがとうございました。

続きまして配布資料の確認を事務局からお願いします。

○西田補佐 水産庁管理調整課、西田でございます。

それでは、配布資料の御確認をさせていただきます。

お配りしている資料ですが、まず本日の委員会の議事次第、委員名簿、出席者名簿、それから本日の委員会で御説明する資料が、資料1から資料3でございます。1と2は必要に応じて枝番を振っております。

配布資料は以上となっておりますが、不足等ございましたら事務局の方までお申しつけください。

よろしいでしょうか。

なお今回は、前回に引き続きウェブ会議の開催になります。委員の皆様方におかれましては、事前に事務局よりお送りしたウェブ会議の進め方に従っていただきまして、マイクはミュート、消音としていただき、御発言いただく際はまず音声又はチャット機能によりましてその意思を表示していただき、会長から合図した後に御発言をお願いいたします。皆様、ウェブ会議にも慣れてきていただいていると思いますので、円滑な議事進行に御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

○関会長 ありがとうございます。

続きまして、後日まとめられます本委員会の議事録の署名人の選出についてですが、事務規定第12条により、会長の私から御指名させていただきます。

都道府県互選委員からは、宮城県の關委員、大臣選任から金澤委員、以上お二方に本日の委員会に係る議事録署名人をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

○關委員 了解いたしました。

○関会長 よろしくお願ひします。

○金澤委員 了解しました。

○関会長 お願ひします。

水産庁中央会議室にお集まりの報道関係の皆様にお伝えいたします。冒頭のカメラ撮りはここまででございますので、以降の撮影につきましてはお控えください。

それでは、議題の方に入っていきたいと思ひます。

まず議題1の太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示についてです。

クロマグロの遊漁については、昨年3月の委員会において発出した委員会指示に基づき、6月から新たな規制を開始し、30キログラム未満の小型魚については採捕禁止、30キログラム以上の大型魚については、採捕の報告を義務づけたところです。

しかしながら指示に基づく管理の開始直後から、水産庁の当初の想定を大幅に上回るペースで大型魚の採捕報告があったことを受けまして、当委員会において昨年7月に追加の委員会指示を発出し、翌8月に我が国全体のクロマグロの資源管理の枠組みに支障を来す懸念が生じたことから、この追加の委員会指示に基づく公示を行うことにより、本年5月末日まで遊漁による大型魚の採捕を禁止しているところです。

この状況を踏まえ、本年6月以降のクロマグロ遊漁に関する規制を検討する必要があるとのことです。

事務局より資料の説明をお願いします。

○松尾室長 水産庁沿岸・遊漁室長の松尾でございます。私の方から、議題1のクロマグロの遊漁に関する委員会指示（案）について御説明します。

資料の1-1の、太平洋広域漁業調整委員会指示第41号（案）の概要を御覧ください。ただいま関会長の方からもお話ありましたけれども、1ポツの経緯のところに記載してお

りますとおり、遊漁によるクロマグロの採捕については、昨年3月の太平洋広域漁業調整委員会における委員会指示第39号に基づきまして、昨年6月1日から30キロ未満の小型魚の採捕禁止、30キロ以上の大型魚を採捕した場合の、水産庁への報告を義務づける措置が初めて導入されました。その後、当初想定していた水準を大幅に上回る採捕数量となりTAC制度に基づくクロマグロの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認められた。

具体的には、昨年の場合ですと、我が国のクロマグロ大型魚の全体の漁獲枠のうち、国の留保は約80トン。そのうち、遊漁による採捕の見合いとできる限界の数量が20トン程度であったというところでした。遊漁による採捕の数量の合計がこれを超えるおそれが生じたことから、昨年7月の委員会指示第40号に基づき、昨年8月21日から今年の5月31日までの間、大型魚についても採捕を禁止としたところです。

今般、これらの委員会指示の期間が本年5月末をもって終了いたしますことから、その後継措置として、本年6月以降の遊漁によるクロマグロの採捕を制限する委員会指示を今般発出するというものです。

2ポツの委員会指示の概要ですが、今回、指示の内容としましては、基本的に現行の委員会指示39号と40号の二つを合わせたものを、一つの委員会指示として継続するというものです。ただし、昨年の反省すべき点といたしまして、委員会指示による管理が開始された直後の6月、あるいは7月に特定の海域で採捕が集中しまして、地域的な偏り、あるいは時期的な偏りが非常に著しかったということがございます。その結果、その地域によってはクロマグロが釣れる時期を迎える前に、全面的な遊漁の採捕禁止となってしまう、そうした地域の遊漁船業者であるとか、関連産業の方に不公平な負担を強いるという結果となりました。今回の委員会指示（案）では、そのような不公平感をなるべく軽減し、負担を平準化するための工夫として、幾つかの変更を行っております。

資料2の2ポツのアンダーラインを付した箇所が、現行の指示から変わった点です。

内容の説明に移ります。

まず2の（1）、小型魚の採捕の制限ですが、これは現行の委員会指示と全く同じで採捕禁止、意図せず採捕した場合は直ちに海中放流となっております。

次に（2）大型魚の採捕の制限ですが、アに示しております保持尾数制限、いわゆる釣り人の間で「バッグリミット」と呼ばれているものですが、これにつきましては今回新たに指示する内容でございます。1人1日当たり1尾を超えて保持してはならない。保持した人が別の大型魚を採捕した場合は、当該個体を直ちに海中に放流しなければならないと

いうこととしております。これは特に去年の6月などに、釣りの条件が非常に良好な時期に、1人で複数尾を釣ってしまう例も散見されたということから、これは特定の人が釣り過ぎることを抑制し、極端な採捕数量の積み上がりを抑えるといったことを狙いとしております。

続きまして、イの採捕重量等の報告ですけれども、これは現行委員会指示と同じ内容です。ただし去年、これ、広域漁業調整委員会の委員からも指摘があったのですけれども、遊漁船によって採捕されたものと、それ以外、プレジャーボートであるとかそういったもので採捕されたものを、区別できた方がいいのではないかと御指摘がありました。

また実際その報告を受けておりますと、遊漁船業者がまとめて報告した場合などもございますので、そうした場合、釣った人本人が重ねて報告すると重複が生じる可能性もあるということから、ここは遊漁船の情報を書いてもらった方がいいだろうということで、従来の報告事項に遊漁船の情報を追加して委員会指示（案）、それから資料1-3の事務取扱要領の報告様式に遊漁船の名称登録、都道府県名を追加しております。

次に（2）のウと、次のページのエですけれども、これは一体となっているものですが、委員会会長が期間を定めて、遊漁者による大型の採捕を禁止する旨、公示し、公示された期間中は採捕禁止。意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流という内容であります。これは現行の委員会指示第40号、去年7月の指示ですけれども、それと、委員会指示の内容自体はほぼ同じですけれども、今回、この採捕禁止期間を公示するタイミングと、その指定する期間について、あらかじめ運用の方針と基準を設けることとしております。

先ほど触れましたとおり、去年は6月7月に特定の海域で採捕が急激に積み上がりました、7月の広域漁業調整委員会で大形魚の採捕を停止する根拠となる委員会指示を発出した時点で、国の留保のうち、遊漁による採捕の見合いとできる限界への20トンにほぼ達しております、管理期間の末、今年5月31日ですが、それまで全面的に遊漁による採捕を禁止とせざるを得ませんでした。

今回はウの米印の「期間指定の考え方」のところに書いてありますが、時期を6月、7～8月、9～10月、11～12月のような形で区切りまして、それぞれの時期ごとに10トンの目安を設けて、これを超えるおそれがある場合、その時期の末日までを期間として指定しまして、採捕禁止する。

さらに、年内の採捕数量が時期別の目安の合計を下回った場合、要するに40トン下回った場合ですけれども、これは来年1月以降も遊漁が継続されるわけですけれども、その場

合は今年の6月スタートからの採捕数量の累計が、おおむね40トンを超えるおそれがあるときに、委員会指示（案）の期間が満了する3月31日まで採捕を禁止するというものです。

なお、この40トンの根拠につきましては、昨年大型魚の採捕を禁止したときと同様に、国の留保のうち、遊漁による採捕の見合いとすることができる限界として、現時点で想定しているものです。クロマグロの令和4管理年度の配分につきましては、水産政策審議会資源管理分科会におきまして決定されておきまして、国の留保は100トン程度とすることとされております。そのうち昨年と同様の考え方で、留保のうち50トン程度は漁業による突発的な漁獲の積み上がりへの備え、10トン程度は調査船や実習船による漁獲の見合い分として確保しておく必要がありますので、その差引きが40トンということになります。

当然ながらこれは遊漁の枠という考え方ではなく、国としてTAC制度に基づくクロマグロの資源管理の枠組みに支障を来さないように、この水準以下に抑える必要があるということの意味しております。また同時に、クロマグロの資源管理全体の状況によりまして、これは変化する可能性があるという、40トンという数字自体が変化する可能性があるというものです。

あくまでも、これは現時点において想定される目安としてお示ししているものでありまして、本日の委員会ではこの目安を前提として採捕禁止期間指定の運用方針をあらかじめ決めておくという趣旨でございます。

このような、時期を区切って採捕を停止するというような運用を念頭に置きますと、委員会指示案の書きぶりに1点だけ修正を加える必要があります。こうした時期を区切って採捕禁止する際の要件につきましては、これは遊漁者の間で著しい不公平が生じるおそれがあるというときでありまして、現行の委員会指示で言うております、「漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認める」とときには、必ずしも該当しないと考えられますので、この資料でいいますとウの下線部分、禁止期間を公示するときの要件の部分につきましては、「遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるとき」を追加することとしております。

最後に（3）指示の有効期間ですけれども、令和4年6月1日から令和5年3月31日までとしています。現行の委員会指示39号、昨年3月の39号につきましては、令和3年3月の広域漁業調整委員会で審議されましたが、これは遊漁を管理するという全く新しい取組であったこともありまして、十分な周知期間が必要ということで、約3か月後の6月1日から1年間を有効期限として、その後追加で出されました昨年7月の委員会指示第40号に

についても、これに周期を合わせるということとしておりますが、このTAC管理における国の留保の中で、遊漁の採捕数量を管理するという関係にありますので、この委員会指示の期間についても、本来であればTACの管理期間、沿岸漁業でいいますと、4月から3月の期間に合わせることを望ましいと考えられますので、今回満了日を令和5年3月31日としているものです。

資料1-1の説明は以上です。

次に資料1-2の委員会指示第41号（案）を御覧ください。先ほど私が御説明した内容が指示に反映されているものです。読みやすくするために、現行委員会指示から変更がある箇所を赤字にして傍線を引いておりますが、公示の際にはこの装飾は外します。

1は定義です。現行の39号から変更ありません。

2の小型魚の採捕の制限についても、現行の39号から変更ありません。

3の大型魚の採捕の制限について、（1）は保持尾数の制限、バッグリミットでございます。新規のものでございます。読み上げますと、「遊漁者は、太平洋において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人一日あたり一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない」と規定しております。

ここで「別個体」という定義を置くなどして、多少ややこしい表現ぶりになっておりますのは、これは1尾をキープした、保持している状態で2匹目が釣れたときに、それは確実にその2匹目以降をリリースしなければならないということとして、取替えが利かないようにするという意図したものです。

次に（2）は、これは報告、採捕報告義務に関する部分ですけれども、先ほど御説明したとおり、報告事項のオとして「遊漁船を利用して採捕した場合は、その船名及び登録都道府県名」を追加しております。それ以外は現行の第39号から変更ありません。

（3）と（4）は採捕禁止期間の公示期間中の採捕禁止等の内容でございます。現行の第40号と同じ内容ですが、先ほど申し上げたとおり、禁止期間を公示するときの部分について、「又は遊漁者による資源管理の取組」を加えております。

4の有効期間につきましては先ほど申し上げたとおり、令和4年6月1日から令和5年3月31日までとしております。

5のその他につきましても、現行の第39号と同じですが、これは採捕実績の報告方法などに関して、別に定める事務取扱要領の根拠となります。

資料1－3がその事務取扱要領の（案）でございます。採捕実績の報告方法や留意事項、様式などを定めているものですが、この3枚目の採捕実績報告書の様式がございまして、そこに先ほどの遊漁船関係の情報を追加しております。この真ん中の表でいいますと5段目の部分です。それ以外は一部修字的な修正もしておりますが、現行の39号に対するものと同じです。

最後に資料1－4が、委員会指示の違反者への対応方針です。こちらにつきましては現行の対処方針が、本来であれば不要な違反行為ごとの場合分けの表などが入っております、非常に読みづらいものとなっておりますので、整理してまとめております。

内容につきましては現行指示についてのものから変更はございません。1番として、水産庁が疑義情報に接した場合の調査指導、会長への報告。2番として、報告を受けた会長による指導文書の発出、その後の委員会への報告。3番として、農林水産大臣の裏付命令の申請をする際の手続は会長又は職務代理の一任とし、後日委員会に報告するというものをあらかじめ定めておくというものでございます。

私からの資料の説明は以上になります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○関会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、まずは参考人として御出席いただいております遊漁団体2名の方から御意見を頂きたいと思っております。

まず最初に、公益財団法人日本釣振興会の柏瀬様、御意見5分程度でよろしく申し上げます。

○柏瀬氏 これビデオは映っていますでしょうか。

○関会長 映っていないですね。あ、映っております。

○柏瀬氏 皆さん、初めまして。日本釣振興会の柏瀬巖と申します。本日貴重なお時間の中、発言の機会を頂きまして、この場を借りて、申し上げます。

初めてお招きいただきましたので、簡単にちょっと自己紹介させていただきたいと思っておりますけれども、幼少の頃から釣りの魅力にすっかりと取りつかれてしまいまして、今現在は群馬県の方で、生業は釣り具屋の方を営んでおります。様々な釣りをするんですけども50歳を超えて、体力のあるうちにできれば自分より大きな魚、70キロ以上の魚を釣りたいと思うようになりまして、大きい魚だったらマグロだろうということでここ5年ぐらい、年に10日ぐらいマグロ釣りにチャレンジしておりますけれども、腕が悪いのか、全くマグ

ロが釣れなくて。実は去年も山形の方に7月半ばぐらいに、釣れているということで行きましたけれども、パジャリともなくて、まだまだマグロ釣れないということで。そんな者がマグロのことに話するのはいかなものかと思えますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、現在の方向性に関してですけれども、私ども日本釣振興会も資源管理によって、持続可能な遊漁を遊漁者、漁業者足並みをそろえてやっていくということは賛成でございます。ただ実際、この資源管理も、先ほど冒頭にもお話あったように始まったばかりで、実際、クロマグロに関しては国際条約の中でまず先んじてTAC管理というものが始まって、実際に沖合も沿岸も遊漁も、本音を言ったら少しでも多く自分たちが獲りたいというのが本音の中で、そこを調整していくというのは非常に難しいということなのかなと思えますけれども、そんな中で、当委員会を始め水産庁の皆様、大変な調整に御苦労されていることに感謝を申し上げます。

そんな中で、私ども釣り、遊漁に関しては、実際どれぐらい厳密に遊漁者が何人いて、実際にどれぐらい獲っているのかというエビデンスがない状況で、去年も、最大で20トンぐらいの目安数量の中で、去年は特に特定の海域で非常によく釣れてしまった。喜ばしいことなんですけれども、それで8月21日からは採捕禁止という残念な結果になってしまったんですけれども、そのような手探り状態の中で、私どももエビデンスを積み上げていきたいというふうに思っています。そういう中で、関係者、漁業者の方たちともこういう形でコミュニケーションを深めていって、お互いを理解し合っている方向に行ければいいなというふうに思っております。

本題なんですけれども、先ほどお示しいただきました新たな第41号委員会指示ですか、この内容に関しての感想というか意見なんですけれども、まず、期間による指定をこの委員会指示の中に盛り込んでいただいた。バグリミット、1人1尾保持ということはこの委員会指示の中に盛り込んでいただいたということは、非常に画期的だなというふうに率直に思います。

あと、遊漁者の枠ということではないということですが、釣り人が釣れる、採捕可能が去年は目安として20トンというところから今年40トンに引き上げられたというふうに私、認識しておりますけれども、ということは、非常に量に関しては、私個人的な肌感覚ですけれども、まだちょっと少ないのかなというふうな気がしますけれども。少ないと感じる理由としては、やっぱり全体的で、全体量としては0.4%、さらに小型魚に関して

はゼロということで、ただ、実際にエビデンスがない中で、実際に何トンが適正量かというの、前回、ちょうど1年前ですか。第34回の議事録を読ませていただきましたけれども、実際に水産庁さんでも把握し切れていない、当然私どもも把握し切れていない。そんな手探り状態の中で、40トン目安というのが、遊漁に関してどうなのかというのは、明確に言うことはできないんですけれども、今後、手探り状態でやっていければいいのかなというふうな中で、今回の40トン、さらに期間指定ですがバッグリミット、そういうことに御配慮いただいたということに関しては、妥当ではないのかなというふうに率直に思います。

最後に、私ども日釣振としては、このような指示に関して、ルールとかマナーとか、あとは決められたその中でどうやって遊漁を楽しんでいくのかということを積極的に啓発活動、PR、周知徹底をしていって、できることだったらこの枠、決められた枠の中で、通年を通して遊漁楽しめる。更に言うと正直者がばかを見るようなことのないように、早い者勝ち、獲った者勝ちみたいな形にならないような、マナーというか、そういう秩序のある遊漁を目指して、啓発活動、PR活動、ほかの遊漁団体の方と協力しながらやっていきたいと考えております。

私どもは以上です。

○関会長 どうもありがとうございました。

続きまして一般社団法人全日本釣り団体協議会の木村様、よろしくお願いします。

○木村氏 全日本釣り団体協議会の木村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。入っていますでしょうか。

○関会長 よく聞こえております。

○木村氏 ビデオは入っていますかね。

○関会長 ビデオはまだ映っていないですね。

○木村氏 ちょっとお待ちくださいね。

○関会長 映りました。

○木村氏 どうぞよろしくお願いします。

今回、去年そして今年と委員会の指示が出されるわけでありましてけれども、まず釣り人の心理としては、基本的に自分が釣りをするのを管理にされるというのを嫌がる心理がありまして、釣れる分はたくさん釣りたいという、釣りの魅力というものに引かれてしまいます。

そうは言っても、資源を管理する視点において、資源を守らなければいけないということから管理をしていくという事になると、頭の中に規制が入ってくる、どんな規制が入るのかという危惧があるわけです。

管理するためには、釣り人は資源をしっかりと守る。管理の方は行政の方をお願いするとして、それを守る立場において釣り人は何をどうしていくかということを考えなければならぬと思っています。

そこでまずこの委員会指示に関しましては、昨年、そして今年度について、全釣協としては賛成であり、これを受け入れていきたいというふうに思っております。そこで、先ほどの資料を通して御説明いただいた中で確認したい内容がありますので、意見と質問も含めて述べていきたいと思っております。

まず資料1-1で、経緯の括弧に、「令和3年6月1日以降、当初想定していた水準を大幅に上回る採捕数量となる」と表現してあるんですが、想定していた水準を大幅に上回った採捕数量となったということは、そういう報告があったということだと思うんですが、それだけ釣り人がしっかり報告しているんだなということだと思います。この大幅に上回った採捕数量となったということの正確な理由を聞きたいので、それを一つお願いします。

それから指示の概要の中で、小型魚の採捕の禁止、大型魚の制限ということについてですが、基本的に釣り人としては釣る動機というのは、食べるために釣る人、それから楽しむためのスポーツフィッシングの人がいます。食べるために釣る人は30キロ以上の大きなマグロに対しては1尾ということで、これでいいんじゃないかと思っております。それからスポーツフィッシングの人に対しては、1尾釣り上げたらそれ以外のものは放流するということですので、その二方タイプの釣り人の釣る楽しみを満足させる基準を示されたということで理解しておりますし、それでいいんじゃないかと思っております。

それで一つ、更に、資料1-2のいわゆる太平洋広域漁業調整委員会指示第41号（案）の中の一番最後の方に、追加された部分がありますね。これの（3）の部分ですけれども、追加された赤字の部分、「又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは」ということで、「遊漁者による資源管理の取組」というこの部分がプラスされたわけですが、今まで入っていなかった、この文言を入れ込んだ背景にはどういうことがあるのか。

前文から見ますと「支障を来す」ってあります、「来すおそれがあると認めるときは」という表現がありますが、釣り人によって資源管理に対してどういう支障が来るのかを指

摘、あるいは指導していただければ有り難く思います。

次に昨年の指示を踏まえてですが、指定期間の考え方ということです。今年は、資料1-1のところ、2の(2)の米印のところ指定されてありますので、いいとは思いますが、期間指定の考え方と通知の仕方ですね。去年は何か、突然禁止になったというひとも中にいて、いろいろ不満を述べておられる方もおりましたので、釣り人側へ、事前にできるだけ早く知らせる通知の仕方を考えてやっていただきたいと思います。

それから報告で、遊漁船の方は遊漁船の船長がお客さん乗せて採捕した数が出ますけれども、個人のプレジャーボート関係が、十分な情報が得られるのかなと心配です。今後の課題としてプレジャーボート関係がどう報告をしていけるようにするか、これが一つの課題だと思います。そこを今後しっかりやっていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っております。

以上、全釣協として資源保護、資源管理につきましてはクロマグロをこうした形で進められるということに対しては賛成です。今後、資源というのは無限ではありませんので、管理することにおいて、釣り人も楽しい釣りができるということになりますので、協力をしながら、協力体制を持ちながらやっていきたいと思っております。

以上です。○関会長 ありがとうございます。

そうしましたら、まずは参考人のお二方から御意見を頂戴したわけですが、これに対しては質問も含まれておりましたので、事務局さんの方からコメント等あればお願いしたいと思います。

○松尾室長 水産庁、松尾でございます。

今、全日本釣り団体協議会の木村専務…、入っていない。

○若山係長 すみません、聞こえていますでしょうか。

聞こえますでしょうか。

○関会長 今、聞こえております。

○若山係長 すみません、ちょっと接続の問題がありまして、少々お待ちください。聞こえますでしょうか。

○関会長 聞こえております。

○松尾室長 それでは、日釣振の柏瀬さんの方からは特に質問はなかったと思うんですが、全釣協の木村さんの方から、明確な質問として2点ほどあったかと思っておりますので、お答えします。

一つ目はこの資料の中で、1の(2)に書いている部分だと思うんですけども、「令和6年1月以降、当初想定していた水準を大幅に上回る採捕数量となった」ということで、何をもって大幅に上回ったのかという御質問だったと思いますけれども。

これは昨年の委員会でも我々は説明しておりましたけれども、7月の委員会、令和2年までに一、これは平成29年から4年間なんですけれども一、水産庁として、都道府県を通じて登録遊漁船業者への聞き取りを行うことによって、クロマグロの大型魚の採捕数量というものを調査していたわけなんですけれども。それによりますと一番多かった令和2年でも10トン程度、全国で10トン程度だったという見込みを持っておりましたが、結果として蓋を開けてみると、その10トンで6月の2週間だけで獲ったというような積み上がりがありました。それをもって、当初想定していた水準を大幅に上回る採捕数量となった、というふうに説明しておるわけでございます。

これは採捕数量が積み上がったというのは、当然報告をしていただいた結果ということになっておりますので、これは遊漁船を使った釣り人あるいはプレジャーボートの方も含めてですけども、正確に報告していただいたものというふうに受け止めております。

それから2点目が、この委員会指示の(案)で、期間を指定して採捕禁止するときの要件として、「遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるとき」というのを加えたといいますのは、これちょっと先ほど私、説明したんですけども、現行の指示では、漁獲可能量制度に基づくクロマグロの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがある場合、つまりこれは、国全体の割当て、TACの総量を超えてしまうおそれがあるということを意味しておりますけれども。

今回の場合ですと、例えば6月に、これ10トンで止めることを予定しているわけなんですけれども、この10トンで6月で超過することが、漁獲可能量制度に基づくクロマグロの資源管理の枠組みに直ちに支障を来すものではありませんので、そこでは別の考え方で、これは10トンで止める。それは何かというと、先ほど来言っておりますように、早い者勝ちにならないようにということでございます。漁場のケースが遅れる地域の人たちにとっては非常に不公平なこととなりますので、そうした不公平な目に遭う遊漁関係者、遊漁者がこの資源管理に取り組もうとしていることに対して悪影響があるという状態だと思っておりますので、このようなときを追加したということでございます。

以上です。

○関会長 ありがとうございます。

それでは、各委員の方々から、この前にしていただいた水産庁さんからの説明、それから参考人の方の意見に対しての御意見、コメントをお尋ねしたいと思いますので、是非…  
…あ、意見ありますね。茨城海区の高濱さん、どうぞ、マイクミュートを外して御発言いただければと思います。

高濱委員、聞こえますか、どうぞマイクミュート外して御意見述べていただければと思います。高濱委員どうぞ。ちょっと、マイクの調子が悪いですかね。保留中になっていますね。

そうしましたら、高濱委員がちょっと調整していただいている間に、ほかに御意見ある方いらっしゃいましたら、マイクミュートを外してお名前言っていただいてもいいですし、チャットの方に意見がありますというふうに書き込んでいただければ、こちらからお名前をお呼びすることができるので、お願いしたいと思います。

○高濱委員 高濱ですが、聞こえますでしょうか。

○関会長 じゃ、高濱委員。聞こえます。お願いします。

○高濱委員 すみません、御迷惑をお掛けいたしました。

○関会長 いや、とんでもないです、大丈夫です。

○高濱委員 まずバッグリミット、1人1尾規制のところちょっと疑問を感じたところで、これをオーケーにするということは、1匹釣り上げた後で再放流すればいいのだから、積極的に釣っていいとしていることと同じになるんじゃないかなと思います。つまりこれは意図してどんどん釣ってしまおうという。一尾キープ後のキャッチアンドリリースでの釣りというのは、釣り人として一層釣り味を楽しむということになるかと思います。時間を掛けて魚を弱らせて釣り上げるということで、これ、釣り人の方のよく御存じだと思います。魚は、へとへとになって釣り上げた後、逃したとしても、ちゃんと生き返るかどうか全く分からないというのも正直なところじゃないでしょうか。

釣り針の掛かった場所、いつも最適な場所にフックするわけではありませんので、逃したとしても、時間を待たずして死んでしまう可能性もないわけではない。そういうことです。

それならばどうするかというふうに、やっぱり考えなきゃいけないなと思ったんですが、そもそもの1尾ルールを止めるかということだと思います。ただこれは、地域的不公平があったからいろいろ考えたんだというふうなことを、水産庁さんもおっしゃっていましたが、これは期間指定をしているので、そこら辺のところはある程度クリアできるのではな

いかなと思いました。

もう一步やるならば、1尾釣った段階で、引き続き釣れてしまう可能性があるとするならば、ストップフィッシングにするんだらうというふうに思います。これを規定に書き込んでも、実効性をどう担保するんだというふうなことで難しいかと思うんですけども、基本スタンスとしては釣り人に認識・意識させることは非常に重要だと思います。

必ずしも同様には考えられないとおっしゃると思いますが、茨城では一部河川において、サケ資源有効利用調査と称して、実質的に釣り人がサケを釣れるようになっています。もちろん水産資源保護法で、一般の釣り人が川でサケを釣ったら、お縄になることは御存じのことかと思いますが、これは特別採捕許可の枠組みでやっておりますけれども。

河川によってやり方は若干違うんですが、ある河川では上限を3尾にして、その段階でストップフィッシングにしております。その後釣らせることを控えることによりまして、釣り人への資源利用のルールを意識の意識づけというんでしょうか、資源は大切だということ、そして少なからず生じるサケの個体を傷つけてしまうような事を避けるということ、このことを狙う、そんなことでございます。

もちろん、逃がすんだから釣らせろという意見もないわけじゃありません。これについて漁協がアンケートを取ったそうなんですけれども、その結果から見ると、ほとんど一部の者であって、大抵の者には御理解いただいているというふうなことで、これまでルール上では問題が生じているとは聞いていません。

もう一点、時間がないのでまとめて、感覚的な意見として、お聞きしたいところがあるんですが。県域での委員会に遠洋かつお・まぐろ漁業者の委員がおるんですが、この方からマグロの漁業の資源管理に関しては、海外では漁業、遊漁に関係なく、厳しく対処している感覚を受ける。日本では、例えば「レジャー」とか「地域振興」という言葉を頭に付けて、遊漁に優しいというか、甘くないか、というふうなことを言われます。

当方はこの点、若干詳しくないところがあるんで、判断が難しいところではあるんですけども、水産庁さんとしてはこの辺の、この漁業と遊漁というのはどのようにお考えなのか。日本では、私もやっぱり何となく平等ではないような気がするんですが、そこら辺のところをお聞かせいただければと思います。

以上です。

○関会長 御意見ありがとうございました。

今の高濱委員の御意見に対して、ちょっと水産庁さんの方で御回答というか、返答をお

願いたいと思います。

○松尾室長 水産庁、松尾でございます。

今、高濱委員の方から御質問としては2点。まずバックリミットの規定ですね。これは1匹保持したら、釣り自体を禁止した方がいいのではないかとということだと受け取っておりますけれども、そこは、あくまでも今回新たな規制として、いわゆるバックリミット、お持ち帰りする尾数を1人1尾まで、1日とするということを上乗せするものでございまして、ここで釣る尾数までも制限してしまうということにつきましては若干過剰な規制になってしまうのではないかと。

というのは、キャッチアンドリリースで釣りをされる方というのが一定数いらっしゃる中で、そのキャッチアンドリリースについてまでも尾数を制限してしまうとになりますと、これは更に大変厳しい規制となってしまいますので、今回につきましては、まずこの確実に死んでしまう、保持する尾数の制限というところをまず導入したいというふうに考えているところでございます。

それから2点目、漁業者から、日本では遊漁のマグロについて、遊漁の管理が漁業に比べて緩やかで不平等じゃないのかという御指摘ということでございましたけれども、これは1年前までは不平等どころか、遊漁に関しては特に獲ることについて制限はなかったということでございまして、これは遊漁についても、特にクロマグロのような厳しい管理が行われる魚種につきましては、遊漁についても、漁業と一貫性のある資源管理をしていかなければならないという、大きな方針としては持っておりますけれども、その第一歩目として、この広域漁業調整委員会の指示を通じた管理というのを開始したところでございます。

これは現在検討中の水産基本計画にも書かれているんですけれども、特にクロマグロについては、いずれはですけれども、遊漁についても漁業と同じレベルのTACによる数量管理に段階的に移行していくという目標が記されております。まずはそのためには、必要な実態把握でありますとか、漁獲報告を正確に行える体制の整備というようなことが必要となりますので、まずはこの委員会指示に基づく遊漁の管理の枠組みを通じまして、その実施状況を見極めながら、漁業と同じような管理への移行ということについては検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○関会長 ありがとうございます。

最終的な目標に向けて段階を追っていくという、その中の1段階目として今回のような、そういう流れを作りたいということではないかというふうに思いますけれども。高濱委員いかがでしょうか。

○高濱委員 2点目、特に理解いたしました。

ただ1点目についてはやっぱり、お持ち帰りとは何匹でも釣ってもいいんだというのは、これはちょっとさすがに僕はそのとおりとなかなか思えない。私自身も釣りをする者としておかしいなと思いますので、これはよく考えた方がいいと思います。

以上です。

○関会長 ありがとうございます。この辺、書きぶりもありますよね、少しく。決して幾つでも釣っていいと書いてあるわけではないんですけれども、やっぱりそういうふうに読み取れる部分もあるということも確かかなというふうには思います。

そのほか、委員さんの方から御意見、御質問等ありませんでしょうか。

○花岡委員 花岡です。質問させていただいてもよろしいでしょうか。

○関会長 お願いします。

○花岡委員 ありがとうございます。

御説明ありがとうございました。2点コメントというか、質問させていただきます。

一つは今のお話の続きで、厳格な管理というところで、最初に思った質問は、どうして漁獲枠に、この40トン目安というものを漁獲枠にしないのか。資源管理による資源回復を目的として考えると、釣りをする理由は、そこには資源管理という部分には直接的に関係がないのではないかと。なので枠にしてしまったらどうだということになります。それによって漁業者だけではなく、遊漁の皆様にも管理や規制の必要性を浸透させていくということにもつながっていくだろうというふうに思いました。

ただ、今のお話を伺っていて、最終的には遊漁もTACにしていくんだ、これを水産基本計画に書かれているということは、この5年以内にTAC管理を、遊漁に対してもしていこうというロードマップというふうに理解をしてよろしいのでしょうか、というのが1点目です。

二つ目が、この目安としての40トンというところで、変化する可能性がある。今お話伺っていて、減るということがあるんだなというふうに感じましたけれども、資源量が回復傾向にあるのだから、増える可能性も逆にあるのかなというふうに思いました。その辺りは、どういう場合に増えるというのをお考えなのか、水産庁から教えていただけますでし

ようか。お願いします。

○関会長 ありがとうございます。

水産庁さん、よろしくお願いします。

○松尾室長 水産庁、松尾でございます。

まず1点目、漁獲枠として設定しないのかということなんですけれども、漁獲枠として設定するという事は、正にTACによる数量管理に移行するということを意味していると思われま。それが現時点ではなかなか難しく、将来的な目標としていることについては、御説明したとおりです。

具体的に言いますと、これ遊漁についても、漁業法上のTAC管理を行う管理区分を設定して、そこに位置づけてTAC管理の対象とするということにしていくためには、まだまだ必要な情報が足りていないということなんです。

例えばどこで、どの地域で、どのぐらいの漁業者がどのぐらいのクロマグロを釣っていて、それに対してどのぐらいの漁獲枠を見るのが妥当なのかとか、あるいはもう一つ言いますと、これTAC管理ということになれば報告義務が発生するわけですし、これは今、委員会指示でも報告義務は発生しているんですけれども、TACによる管理区分と位置づけての管理となれば、これは報告しなかったら即罰があるという非常に厳しいものであつて。スタートして2年目の、これから2年目を迎えようとしている遊漁の資源管理、その中に報告することもお願いしているわけなんですけれども、この定着具合を見極めながら、本格的な数量管理の制度に移行していく必要があるというふうに考えております。

それから2点目は、基本計画との関係でございますけれども、これ基本計画ですので、5年に一度作成するものなんですけれども、基本計画の考え方としては向こう10年の基本施策の方針を示しているというもので、御理解いただければと思います。

それから40トンが変化する可能性ということ、これは令和4管理年度の国の留保は100トンという数字は、これは動くことはありませんので、そのうち50トンが漁業による突発的な漁獲の積み上がりに備えて保持しておく。それから10トンは実習船とか調査船による漁獲の見合いとして確保しておくという引き算をするわけなんですけれども、変化するとすれば、例えばどこかの都道府県で50トンを超えようような漁獲の積上げがあつた場合とか、そうした事態が発生したときでございます、それは減ることはあつても、この40トンが増えるということは、管理期間中、来年3月31日までの間は起こらない。

資源の増加に伴ってそれが評価されて、増枠自体がということになりますと、それは令

和5管理年度以降の枠の設定の問題ということになろうかと思えます。

以上です。

○関会長 ありがとうございます。

○花岡委員 ちょっと一つだけいいでしょうか、追加。

○関会長 どうぞ。

○花岡委員 ありがとうございます。特に最後の点、よく、そのとおりでよく分かりました。ありがとうございます。

水産基本計画、10年スパンだというふうにおっしゃられていましたけれども、ではこの遊漁をTAC管理していくという部分は、10年掛けてやろうとするものなんでしょうか。それってあまりにも遅くないかなというのが僕の感覚です。

今足りていないこの区分のところですか、報告義務とかのシステムがないんだよって、情報もないんだよという今のボトルネックは分かったんですけども、御説明いただいたおかげで理解しました。それを何年掛けてそのボトルネックを解消していくのかというようなプランニングが必要だなというふうに思います。でないと、10年経ってもできないと思いますし、そもそも10年でやるというのは、長過ぎるんじゃないのかなというふうに思いました。

○関会長 ありがとうございます。

設定した目標を達成していくのに、どのぐらいの期間を考えるかということだと思うんですけども。この辺り、水産庁さんとしてはいかがでしょうか。

○松尾室長 水産庁、松尾です。その10年というのはあくまでも基本計画のタームでございまして、このTAC管理への移行ということを10年後までやりません、ということを行っているわけでは決していないんですけども。他方で、このような試行的な取組をいつまで続けて、どの段階で、何年掛けて数量管理、TAC管理に移行するのかということについては、具体的なスケジュールというのは現時点では立っておりません。そういったことを意識しながら進めていくということは重要であることは承知しておりますが、現状ではそのようなスケジュール、具体的なものとはなっておりません。

以上です。

○花岡委員 ありがとうございます。よく分かりました。数値目標もそうですし、年度目標を立てること、それで具体的なロードマップを作ることが大事だというふうに思います。

ありがとうございました。

○関会長 花岡委員、ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。

○關委員 宮城の關ですけれども。

○関会長 お願いします。

○關委員 遊漁の今回の方針に賛成いたしますけれども、一つ非常に大事なものは、遊漁のこの報告等の漁獲量に関する把握の程度が、どの程度正確なのかというのがいつも問題になるかと思えます。したがって、水産庁さんが今後そこを正確にするための今後の方針というものを、何かお考えなのかどうか、お聞かせいただきたいんですが。

○関会長 關委員、ありがとうございます。

いかがでしょう、遊漁の報告の精度をどうやって上げていくかということになるかと思うんですけれども。

○松尾室長 水産庁、松尾でございます。

この報告の精度を上げていくということは非常に、管理の枠組みを実効性あらしめるための肝の部分であるというふうに考えております。

幾つか段階があると思うんですけれども、まず今回これ2回目の指示ということになりますけれども、まずはこの遊漁者への周知ということになるかと思えます。非常に不特定多数の遊漁者を対象としておりますので、引き続き周知指導に全力で取り組む。具体的には、あらゆる広報手段を通じまして、水産庁ホームページだとか政府広報もこれ、我々使っております。それからポスターなどの広報素材の配布、都道府県を通じた遊漁船業者に対する通知であるとか、あるいは本日出席いただいております遊漁関係団体を通じた会員への通知。さらに、遊漁関係の関係メディアとであるとか、一般紙の記事掲載。ありとあらゆる手段を使って、まずは周知徹底ということが重要だと考えております。

次に、それで周知された上で遵守してもらい、指示を守って報告してもらうためのものとしましては、これは取締りに属していく問題になるんですけれども委員会指示の違反に対しては、最終的には大臣の裏付命令を経て最終罰則が適用される、そういった強制力があるものであるということを背景としまして、例えば報告をせずに釣っている人がいるとかそういった疑義情報がありましたら、そうした人への指導、取締りを実施していきたいというふうに考えております。

私からは以上です。

○関会長 ありがとうございました。

どうぞ、關委員。

○關委員 今の水産庁さんのお答で、始まったばかりでなかなか大変でしょうけれども、やはり遊漁者の方々に正確に、重要な資源の管理の重要性が周知されていくような時代が来るように、大変ですけれども、御努力をお願いしたいと思います。

○関会長 ありがとうございます。

そのほかにございませんでしょうか。

そうしましたら、日本釣振興会の柏瀬様は、ちょっと意見の補足ですかね。

○松尾室長 すみません、関会長。資源管理部長が手を挙げているようなんですが。

○関会長 すみません、この下見落としていました。柏瀬様は、少々お待ちください。お願いします。すみません。

○藤田部長 すみません、映っていますか。

○関会長 映っています。

○藤田部長 すみません、ちょっと補足をさせていただきます。

まず基本計画につきましては、松尾から申しあげましたように、10年をめぐりということなんですが、要するに5年ごとに見直すということになっておりますので、その5年間に、ここに今、記載しようとしている遊漁の管理、うまくいっていないというときには、しっかりそこで検証をするということになるかと思っておりますので、我々はそういうことを頭において作業を進めていくということだと思っております。

先ほどから高濱さんとか、先ほどの關さんからも意見がありましたように、遊漁の管理というのは非常に、何というか難しい部分があるというのは事実でして、ただ一方で、昨日の広域漁業調整委員会は、クロマグロを釣る方で、しっかりその資源管理に漁業と協調して取り組んでいこうということで、関係団体を作ろうとしているという話はございました。そういったものがうまく機能しますと、漁業者の方と協調的な取組ができるんじゃないかというふうに思いますし、今回の取組、委員会指示に関しまして、あんまりうまくいかない、変な人がいっぱいいるという話になれば、逆に言うと遊漁に対する規制はどんどん厳しくなっていくということで、その辺りは、心ある方たちは理解をされているんじゃないかというふうに思っております。しっかりその辺りは我々の方も、漁業とちゃんと協調的に取り組んでいただける方と話をしながら、漁業についても、ギチギチにちゃんと管理しなくても、しっかり漁業者の方も理解が得られるような管理の中に早めに取り組んでいくということで、努力をしたいと思っております。

遊漁船業者に関しまして申し上げますと、組合員、漁協の組合員の方が4分の3程度いらっしゃると思いますので、しっかりその系統団体を通じた形での周知もお願いをしていきたいと思っておりますので、是非本日出席されている委員の方にも、御理解と御協力を頂ければ幸いに存じます。

以上です。

○関会長 どうもありがとうございました。

そのほかございませんでしょうか。今の資源管理部長の御意見等も踏まえて、委員の皆様、御意見よろしいでしょうか。

そうしましたら、ごめんなさい、日本釣振興会の柏瀬様、補足一点ということになるだろうかと思いますけれども、御意見述べていただければと思います。

○柏瀬氏 すみません、お時間頂きまして。先ほど高濱委員さん、關委員さんからお話あったんですけれども、このキャッチアンドリリースの件に関しては、今までキャッチアンドリリースによる資源管理という考え方が多分、日本にはなかったんだと思いますね。今回のTAC管理に関しても、今まで日本でなかった考え方というか制度ですので、いろいろと試行錯誤しなければならないというところだと思いますけれども。例えば内水面においては、キャッチアンドリリース区間などによる資源管理の管理が実際にあったりします。

一つこれお願いなんですけれども、実際にそのキャッチアンドリリースによる、どれだけ資源にインパクトがあるかという科学的エビデンスというのが、日本ではちょっとないのかな。ただ、海外においては、そこら辺の科学的エビデンスがあり、あとは釣り方ですよ。例えば、1本針で釣るとか、3本針で釣るとか、そこら辺もいろいろやり方があるのではないかなと思ひまして。

是非これはお願いなんですけれども、そこら辺のキャッチアンドリリースによる資源管理の科学的エビデンスというんですか、そういう調査とかも当然我々も協力しながらやっていたらなというふうに考えております。是非とも我々遊漁者団体も、一番は常識のある人たち、ルールの啓発というのが一番の仕事になろうかと思いますけれども、そこら辺の協力に関しては全力でやっていきたいと思ひますので、どうぞ引き続きよろしくお願ひいたします。

以上です。

○関会長 ありがとうございます。

そのほかにかがでしょうか。

今、柏瀬さんの意見で、私は全くこの手のところ、素人で分からない部分があるんですけども、キャッチアンドリリースによる資源管理のエビデンスみたいなデータというのはあるんでしょうか。もし水産庁さんの方でお分かりになれば、少し教えていただければと思います。

○松尾室長 水産庁、松尾です。

○関会長 お願いします。

○松尾室長 今柏瀬さんから例示されました、キャッチアンドリリースが資源に与えるインパクトをどう評価するか。それからそれが例えば釣り方、1本針だったり、3本針だったりとかでどう変わってくるのかといったことについての、科学的なエビデンスの蓄積というのは、現時点では水産庁の方で持ち合わせているものはありません。

今後そういったところ、海外の調査研究結果も含めて情報を収集して、研究を深めていくということについての御要望だったと受け取っております。

○関会長 ありがとうございます。

そのほかに御意見、コメントございませんでしょうか。委員の皆様、よろしいでしょうか。

御意見ある方は、マイクミュート外してお名前言っていただければよろしいですし、チャットの方に「意見あります」と書いていただいても構いません。

○石井委員 千葉海区の石井です。

○関会長 石井委員、お願いします。

○石井委員 今、遊漁に関しては、水産庁の方からギチギチの資源管理はやらなくてもいいと言っていますよね。それこそ4期40トンですか、これ消化されない分は来年度に繰り越すって言いますよね。これはそういう考えの下だったら、必要ないんじゃないですかね。3月までに残りの残枠、40トンに達していなければそれを残枠として利用できるというのは、そこはちょっと分かりかねますよね。

漁業者というのは、もう70、80、90%になると、徐々にブレーキ掛かってくるわけですよ。だから数量超過というのはなかなかできないようになっていきますよね。そういう中遊漁の方が、果たして速やかに集計できて、一月、また二月、10トンで何とかそれを超さないようにできるのかなというのがちょっと疑問ですよ。

なおかつ、一月でも二月でも10トンという割当てがある中で、割当てと言っていいのかどうか分からないけれども、それを超えた場合、次の期間、これ減らすんですか。それ

ともそのまま10トンでそのようにやっているんですか。そこも水産庁さん、答えていただければと思います。○関会長 ありがとうございます。

今の石井委員の質問に対して、水産庁さんいかがでしょうか。

○松尾室長 水産庁、松尾です。

すみません、私のちょっと説明が分かりにくかったかと思うんですけども、この時期別の目安と、この合計40トンとの関係ということですけども、これ、この委員会指示の管理期間というのは、あくまで来年の3月31日までということになりますので、繰り越すということではないんですけども。この10トン、4期に10トンずつの目安を設けておりますけれども、本当であればこの指示の期間というのは来年3月までなんですけど、このペースで、表に示しているようなペースで目安に達してしまったならば、12月をもって来年の3月、12月といいますか、その時点をもって3月31日まで、来年まで、今の状態と同じような全面禁止。遊漁による採捕全面禁止ということになるという意味でございます。

それから、徐々にブレーキを掛けないで大丈夫かということだったと思いますけれども、これ実際に各時期において、あるいはその合計において、採捕を禁止とする公示を出さなければいけないということを考えるときには、これはあくまで達したときに止めるということではなくて、この超えるおそれがある、具体的に言いますと、支障を来すおそれがあると認めるときということになっておりますので、これ一定程度増え方など見ながら、予防的なラインで対応をしなければならぬというふうに考えております。

それから10トン超えたらということですけども、これあくまで令和4管理年度の国の留保のうち、遊漁による採捕数量の見合いとすることができる合計の限界が40トン程度ということで見越しておりますので、仮にどこかの時期でこの10トンを超えるということがあるとするならば、その分、ほかの時期から差し引かざるを得ないということになります。

以上です。

○関会長 ありがとうございます。

石井委員、いかがですか。重ねて質問等あれば。

○石井委員 ちょっとまた時間下さい。

○関会長 分かりました。その間にほかの方、御意見、御質問等ありましたらお願いします。

○福島委員 福島漁業、福島ですけども、よろしいでしょうか。

○関会長 お願いします。

○福島委員 まず、昨年松尾室長の方から、全国から聞き取ったら遊漁の方が10トンだったということで、私もちょっとそのとき本当かなと思ったんですけども、実際昨年やってみたらすぐ超えてしまったということで。

今年40トン対応ということで、まずはこの40トンの枠組みの中で、遊漁の方たちがどういう、まず資源管理ができるのかとか、どういう取組ができるのかというのがまず大事であって、40トンを超えちゃったからもっと枠下さいとか、そういうのは私駄目だとは思っているので、まずはこの40トンでどんなことができるのかということをやっつけていかないと駄目だと思うし、逆にいつの段階で40トン超えるか分からないんですけども、例えば資源管理部の中に、例えばサイバーチームみたいなのがあって、よくありがちなのがフェイスブック、ツイッターとユーチューブとインスタグラム、ここで私釣りしましたとか、そういうのが禁止になったって出てきているというのもあると思うんですよ。その辺もいろいろ調査して行って、本当に管理できるかどうかということをやっつけていかないといけないんじゃないのかなと、ちょっと思いました。

以上です。

○関会長 ありがとうございます。

石井委員さん、よろしいでしょうか。

○石井委員 それこそこれ、30キロ未満の魚、一番小さな小型船の漁師が獲らなくなって、30キロ以上が増えてきているんですよ。そこらをこう考えていくと、いきなり（昨年と比べ枠が）2倍というのは、そういう漁業者の立場を考えると、メジのひき縄やっているような漁業者に、ちょっと説明しづらいですよ。

いいですか。

○関会長 ありがとうございます。

今様々な委員さんから、ちょっとこの期限とトン数をベースにしたところの質問とか、疑問とか、がいっぱい出てきているわけですけども。

水産庁さんの方で、もうちょっとこの期限と、この10トンとか、全部で40トン、その40トンというのは枠じゃなくて限界だということ、そういう捉え方なんじゃないかな。そこら辺の何か、捉え方が人によってちょっと感覚が違うような気がするんですけども、水産庁さんの方で、もう1回ちょっと整理していただくと有り難いんですけども。

○松尾室長 水産庁、松尾です。

この40トンという数字が、ちょっと独り歩きしてしまうことをおそれているのですが、

これは遊漁に枠を40トン配分したというものでは決してありません。それは遊漁によって採捕されたクロマグロの数量を、TACの、国として持っているTACの、どこかで吸収しなければならないということで、それが国の留保である。それについて見合い分、遊漁の採捕数量の見合い分とできるものとして、現時点において想定されているのが40トンであるということで理解していただければと思います。

またこの40トンという数字については、先ほど花岡委員の方にも御説明しましたがけれども、この先、この管理期間の中で変化し得るものでございます。大幅な漁獲超過などがあった場合には、この40トンとて保証の限りではない、そういった性格の数字でございます。

そうした状況の変化に柔軟に対応しなければいけないという、そういう必要があるかもしれないということで、この委員会指示自体については、この禁止期間を公示する際のその発動要件のようなものは、直接具体的なことは書いておりません。そこで数量を示すということも、これは柔軟な対応という観点からしておりません。そういった数字であるというふうに御理解いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○関会長 ありがとうございます。

なかなかちょっと、こういう具体的な期限とか数字が出てきてしまうと、ちょっとそこに引っ張られてしまつてということになると思うんですけども、今回の指示については、指示の根拠というか、その指示を支える考え方として、こういう数字なり期間なりというものが出てきている。これはそれをギチギチに決定して、必ず40トンとか、必ずというものではないんだよという、そういう理解でよろしいんですかね。

○松尾室長 水産庁です。これはあくまでも指示本体というのは前回と同じ立て付けになっているんですけども、去年ですと、じゃ、何トンまで獲っているのかとかそういうことが分からないままに委員会指示による管理がスタートして、結果ああいう形の積み上がりになったということなんですけれども。

今回はその反省を踏まえてということで、あらかじめ釣れる量の目安みたいなもの遊漁者にも示すことが大事だと思いますし、それは何かといいますと、委員会指示に基づいて、採捕禁止期間を公示して、採捕を禁止する際のそのタイミング、どういうタイミングで公示するか、その公示する期間をどう指定するか、どういうふうに区切っていくかということが予見可能なようにしておいて、運用方針を決めておくというものでございます。

○関会長 ありがとうございます。

なかなかすんなり納得できる部分とできない部分と、それぞれ皆さんおありになることとは思いますけれども、一つの段階に進みつつ次の段階の内容とか時期を検討してやっていかなきゃいけないのかな。

これをやりつつも、やっぱりその都度いろんな情報が集まってきたときには、また水産庁さんの方から委員会、委員さんなりに情報提供していただけるというふうに考えていてよろしいでしょうか、水産庁さん。

○松尾室長 そのようにさせていただければと思います。昨年のように緊急で夏頃に委員会を開くということも、可能性としてはなくはありませんので、そのように情報については迅速に共有して、御報告できるようにしたいと思います。

○関会長 よろしくをお願いします。

まだいろいろあると思うんですけれども、ほかにどうでしょうか。これはちょっともう一回言っておきたいというようなことがありましたら、委員さんの方から発言をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、いろいろ御意見あって、質問なりされたことが100%クリアになっていない部分もあるかと思うんですけれども、一応ここで、この太平洋広域漁業調整委員会指示第41号となりますけれども、これを一応本日付で発出するということ。それとともに遊漁者等によるクロマグロの採捕に関する事務取扱要領、それから遊漁者のクロマグロの採捕の制限の違反者への対応方針を本日付で制定することとして、後の事務手続上におきまして、軽微な修正等あった場合、会長一任とさせていただきたいということで、賛成反対をちょっとここで一回取らせていただきたいと思います。

本件につきまして、賛成反対についてマイクをオンにして御発言いただければというふうに思います。

(「賛成します」の声)

○関会長 皆様ありがとうございました。

そうしましたら、いろいろ思いはもちろんあるのは分かります。あるんですけれども、取りあえず今回のこの決議に対しては賛成多数ということで、採決したいと思います。大丈夫でしょうか。

そうしましたら、事務局に委員会指示についての事務手続等、官報への掲載をお願いしたいと思います。

ちょっと時間が長くなりましたが、次の議題に入る前に一度休憩を取らせていただきたいと思います。10分間の休憩としまして、議事の再開を15時20分ですね。15時20分から議事の再開をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

午後3時13分 休憩

午後3時20分 再開

○関会長 それでは再開します。

次は議題の2になります。「太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について」ということで、昨年12月に開催された太平洋南部会で御審議いただいたキンメダイの資源管理について、引き続き委員会指示を発出し、キンメダイ底刺し網漁業を管理していくことが必要ということです。事務局より資料の説明をお願いします。

○西田補佐 水産庁管理調整課、西田でございます。

資料2を皆様御覧いただければと思います。資料2-1でキンメダイの広域資源管理の現況について御報告した後に、資料2-3、2-4で委員会指示（案）について御説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料2-1を御覧いただければと思います。

資源の現状でございます。1都3県、東京、千葉、神奈川、静岡におけます2005から2009年のキンメダイの漁獲量は7,000トン弱で安定しておりましたが、2010年以降、減少傾向となりまして、2020年には3,797トンとなっております。この関東沿岸から伊豆諸島周辺海域におけるキンメダイ資源の水準は低位ということで、動向も減少と判断されておりまして、引き続き厳しい状況にあるということでございます。

関係する漁業種類でございます。一つは立縄漁業が自由漁業で営まれております。ほかに底立てはえ縄漁業が東京と静岡の知事許可漁業で営まれております。そのほかに今回御審議いただきます広域漁業調整委員会による承認によりまして底刺し網漁業が営まれておるということでございます。

3番の資源管理の方向性ですが、1都3県の自由漁業を営まれている漁業者の方たちが取り組まれている資源管理措置を継続又は強化していくことによりまして、資源量を回復していくことを目標ということで取り組んでいただいているということでございます。

4番の資源管理措置でございます。これは各漁業種類、各海域におきましてきめ細かい措置が講じられております。①の立縄漁業と底立てはえ縄漁業におきましては、この1都3県の地域の実情に合わせて、小型魚の再放流ですとか漁具・漁法の制限、それから休漁

日・休漁期間の設定等が自主的管理ということで行われております。

おめぐりいただきまして、2ページを御覧いただければと思います。底刺し網漁業でございます。こちらは委員会指示による規制のほか、休漁の設定、それから小型魚の保護、漁具の制限といった取組をさせていただいているということでございます。

5番の関係者の連携体制でございますが、自由漁業の立縄漁業につきましては、1都3県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会を通じて従前から議論を重ねていただいて、また、資源管理措置を実践してきていただいております。定期的にその会合の場に水産庁とそれから水研も情報提供、それから提案等をさせていただいております。ところが、昨年6月に数量管理の試行的な導入といったところを提案したところ、非常に大きな反発を頂いてしまったということもありまして、その後、水産庁と水研機構で地区別説明会、いわゆる浜回りを行わせていただきまして、各地区の漁業者の声を聞いているというところがあります。その中ではやはり今、取り組んでいる努力量管理を進めることで本当に資源は回復できないのかとか、それから食害など先にほかに対応すべき事項があるのではないかと、それから黒潮大蛇行の影響でキンメダイの分布が変わっているというのが獲れなくなっている原因で、本当は、資源は減っていないのではないかとといったような御意見を頂いているところでございます。

これまでの自主的管理の枠組みと並行して、今、水産庁は新たな資源管理の取組として各魚種のTAC拡大に関する検討というところを進めて、そのスケジュールも公表しております。キンメダイもこの令和4年の第2四半期にMSYベースによる資源評価結果を公表した後に、資源管理目標ですとか目標達成の方法についての議論、検討を進めていくということをご予定しております。今、浜回り等で頂いております関係漁業者の方の御意見等も踏まえまして、今後も資源管理の措置の改善について情報提供と、それから意見交換を繰り返しながら理解と協力を得ていきたいと考えているといった状況でございます。実際に地区別説明会を実施した結果の概要が3ページということになっております。

資料2-2は、地区別説明会、意見交換会で使わせていただいた資料の内容となっておりますので、お目通しいただければと思います。

資料2-3を御覧いただければと思います。今回御審議いただく「太平洋広域漁業調整委員会指示第四十二号（案）」の概要でございます。キンメダイを獲ることを目的とする刺し網漁業につきましては、太平洋の公海においては大臣の許可、それから各都県の管轄海域におきましては漁業権漁業又は知事許可に基づいて営まれております。それ以外の我

が国の排他的経済水域、領海及び内水、いわゆるEEZでは自由漁業として営まれているということでございまして、こちらキンメダイ資源の管理・回復を図るためにこちらのEEZ内の漁業についても一定程度の規制を掛ける必要があるということで、引き続き委員会指示による規制を継続させていただきたいということで、今回御審議いただきたいというものでございます。

基本的には操業の承認を受けていただくということと、それから承認証の船舶保持義務ですとか、船体表示の義務等が規制の内容となっているということでございます。

おめくりいただきまして、資料2-4を御覧いただきたいと思います。基本的には現行の委員会指示の年月と、それから期間の更新ということで、改正部分を赤文字傍線で示しております。操業の承認期間を令和4年4月1日から令和5年3月31日までとさせていただきたいというものでございます。規制の内容については従前と大きな変更はございません。

それから、後ろの方に事務取扱要領も添付させていただいておりますが、こちらに必要な年月日の更新と、それから委員会指示番号等の更新ということで、昨年までの規制の内容、事務手続の内容等に大きな変更はないという状況でございます。こちらの内容で引き続きキンメダイの底刺し網漁業に対する委員会指示を発出させていただきたいということにつきまして御審議をお願いできればと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

○関会長 説明ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ありましたら、委員の皆さんから発言をお願いしたいと思います。どなたかありませんか。

そうしたら、静岡県の高田委員さん、最近のキンメダイの漁獲状況等について何か情報あったら披露していただきたいと思うんですけども。

○高田委員 うちの一本釣りのところは、大島と稲取沖の間で操業している仲間が、また黒潮が入ってきて潮が速い状況で思わしくない。その先の漁場では少しは良かったときもあるんですが、うちと同じように潮が速くなってきて芳しくない状況です。

以上です。

○関会長 ありがとうございました。

そのほか何かありませんでしょうか。よろしいですか。

關委員、お願いします。

○關委員 水産庁さんにお教えいただきたいんですけども、このキンメダイの現在の漁獲減少というのは、この資料による漁獲が原因でこういうふうになったのですかということを確認させていただきたいのと、これを今後増やすためには漁業をやはり制限しようとなさっておられるのかお教えいただきたいと思います。

○関会長 水産庁さん、お願いします。

○西田補佐 水産庁管理調整課、西田でございます。

お手元の資料の資料2-2のスライド番号が付いている4番を御覧いただければと思います。もちろん漁獲量の減少の要因というのは様々あるわけですけども、私どもが漁業者の方との意見交換会で申し上げておりますのは、この青いラインが資源評価上のABCリミットということで、この水準に漁獲量を抑えることができれば現状維持か少し増えるぐらいの資源を維持することができるという水準です。赤いラインまで漁獲量を抑えられれば、将来予測として資源が増加していくという計算結果が出ていますということです。それに対して実際の漁獲量はグレーのラインで、そのいずれの水準よりも高い水準で推移しているのが現状ですということで、様々原因がある中でも少なくともABCを超える状態の漁獲が続いてしまっているというのも一つの原因として考えられるのではないのでしょうかということで、この点を、数量管理を実施していくことによって将来資源を維持、増大させていけるような方策を考えていけないかというやり取りをさせていただいているということです。

○關委員 了解いたしました。どうもありがとうございました。

○関会長 ありがとうございました。

そのほか質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。質問ある方はチャットに書いていただいてもいいですし、マイクミュート外してお名前おっしゃっていただければ発言していただくことになります。

石井委員、お願いします。

○石井委員 千葉県、石井です。

キンメダイの資源評価、前も言ったけれども、漁獲量だけ見ていたんじゃ、これ資源評価できませんよ。やっぱりCPUE、1日1隻平均の漁獲量、それが一番重要だと思います。TACだ、何だ、水産庁がやっているのは当然漁獲量だけしか見ない、そういうTACのやり方やと思うんです。それはちょっと、じゃ、仮にTACで減らされて、今度は増やすときはまた漁獲量を見るんですか。漁獲量を見てどうやって増やすのかね。TAC

減らされちゃえば、それだけでもそれ以上獲れないわけだから、今度TAC掛けたのを改めて多くする場合、どうやってどれを評価して増やすんですかと、そう思います。だから、漁獲量だけ見ちゃ駄目ですよ、これ。水産庁さんどうですか。

○関会長 水産庁さん、お願いします。

○西田補佐 お答えいたします。

資源評価は水産研究・教育機構が毎年行ってくれているんですけども、その評価結果を出す過程では、漁獲量はもちろん重要な基礎データになるんですけども、それだけではなくて、石井委員御指摘のCPUEなども考慮に入れた計算をして、その結果としてABC等が算出されているということになっています。それで例えばTACの管理、数量管理が導入されて、その評価の結果が上向いた場合には、上向いた評価に合わせて獲って良い量も増えていくということが想定されているということでございます。決して漁獲量だけで物を見ているというわけではないということは申し上げておきたいと思います。

○関会長 ありがとうございます。

石井委員さん、よろしいでしょうか。

○石井委員 千葉県の資源評価は、銚子沖も勝浦沖も水準は高位で動向は増加になっているんですよ。千葉県の県の評価はそのようになっていますし、我々、今は俺は本当は正確なことを言ったら沖行っていないけれども、水揚げ見ているから、それなりにあるんですよ。そういう中で、県の評価は我々正しいと思って見えています。何か国の方では1都3県大まかにまとめた中での評価ということで、やっぱり我々が働いている現場とちょっと食い違いがかなりあった中で、いきなり数量管理というのは納得いかないんじゃないですかね。

○関会長 ありがとうございます。

その辺りのデータの違いとかみたいなことはどういうふうに取り扱うんでしょうか、水産庁さん。

○西田補佐 水産庁管理調整課、西田です。

今、石井委員から頂いたような御意見は、まさに千葉県を地区別に回ったときに頂いた御意見を代表するものでもあります。こういった御意見を承った上で、もちろん水産庁・水研としての全体の評価というものを出すことになりましてけれども、そういった御意見を踏まえて管理の上でどういった管理にしていくのか。例えば数量の配分の仕方をそういった要素を考慮するのかとか、そういったところは今後も意見交換をしながら、こちらから

も情報提供、こういった案でどうでしょうかという情報提供と、それからそれに対するまた御意見を頂きながら、管理の在り方について議論を進めていきたいというふうに考えております。決して一方的に、こう決めたからこうやってくださいという形でいわゆる押し付けるといったようなやり方は考えていないということでございます。

○関会長 ありがとうございます。

より丁寧に議論を重ねていくということですね。

石井委員さん、よろしいでしょうか。

○石井委員 そういうことですので、千葉県の方に水産庁を含め、研究者も含め、よく来ていただいて意見交換いたしましょうよ。

○西田補佐 よろしいでしょうか。水産庁、西田でございます。

是非また伺って、その辺のお話をさせていただければと考えております。

○関会長 じっくり議論を重ねていただきたいというふうに考えます。ありがとうございます。

そのほかに意見、いかがでしょうか。よろしいですか。大丈夫でしょうか。

○有元委員 東京海区です。

○関会長 有元委員、お願いします。

○有元委員 伊豆諸島でのキンメの漁業ですけれども、水揚げが漁業全体の6割を占める大事な漁業になっています。漁業者もものすごく資源管理の必要性を理解されているんですけれども、今の千葉海区からの話で、これからの方法、TACの管理を始めるという日程表がスケジュールがもう決まっております、その中でいつ頃、どのようなものが、どういう形で出てくるのかというのをあらかじめ是非お示しいただければという希望です。

○関会長 ありがとうございます。

スケジュールの公表ということになろうかと思えますけれども。

○西田補佐 水産庁からよろしいでしょうか。

○関会長 お願いします。

○西田補佐 お手元の資料2-2のスライド番号の8番のページを御覧いただければと思います。これ去年使った資料なので、本年3月となっておりますけれども、昨年3月の時点でキンメダイを含む全体のTAC拡大候補魚種のスケジュール、議論を進めるスケジュールについての日程表を公表しております。キンメダイについては令和4年度の第2四半期にまずMSYベースによる資源評価結果を公表して、その後に水産政策審議会の下に

置かれております資源管理手法検討部会、赤文字のところなんですけれども、検討部会と書いてあるところなんですけれども、そこで議論の論点の整理を行わせていただきます。その後にSH会合という青文字で書いてあるステークホルダー会合と呼んでおりますが、これは漁業者の方、それから加工・流通業者の方、あるいはその消費に近い川下の方、どなたでも御参加いただける会合で、管理の在り方についての議論、意見交換を重ねていった上で、これなら取り組めるだろう、できるだろうというのが見えてきたところで導入を図るということで、公表しておりますのはあくまで議論の日程ということで、必ずこの時期に来たら決め打ちでTACを入れるということではないということで、この点は御理解いただければと思います。こういった形で一応各地区の漁業者の方にも御説明を申し上げているところです。

○関会長 ありがとうございます。

有元委員さん、よろしいでしょうか。

○有元委員 浜回りが一回り終わったというような印象で聞いているんですけれども、是非もう一回りという形で決まっていく過程を漁業者にも伝えていただき、反応を見ていただければという希望でございます。

○関会長 水産庁さん、よろしく申し上げます。

○西田補佐 コロナ等の困難な状況があるんですけれども、できる限りそのように進めていきたいと考えております。

○関会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにご意見ありましたら、是非この機会に御発言いただければと思います。よろしいでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、本委員会として太平洋広域漁業調整委員会指示第42号を本日付で発出するとともに、キンメダイ底刺し網漁業の承認に関する事務取扱要領を本日付で制定することとして、今後の事務手続上におきましては軽微な修正等があった場合、会長一任とさせていただきます。賛成、反対についてマイクをオンにして御発言いただければと思います。お願いします。

(「異議なし」の声)

○関会長 皆さん、ありがとうございます。

それでは、賛成多数ということで採決したいと思います。

それでは、事務局に委員会指示についての事務手続と官報への掲載をお願いしたいと思います。

います。

続きまして、「その他」ということになりますけれども、その他の「①令和4年度資源管理関係予算について」ということで、事務局より説明をお願いします。

○魚谷室長 水産庁資源管理推進室長の魚谷でございます。

令和4年度資源管理関係予算についてということで御説明させていただきます。

資料3を御覧いただければと思います。こちら資源管理関係の予算について、昨年11月の前回の委員会では、概算要求の段階のもの、つまり財政当局の方と折衝している状況のものを御説明いたしましたけれども、その後、昨年12月に政府として概算決定をして、今正に国会の承認を得るべく審議の対象になっている状況のものということでの御説明でございます。

この資料1ページから7ページまでについては、水産関係予算全体の主要事項としてお示しをしております、8ページ以降は資源管理に関連するものを事業ごと詳細を示した資料を付けてございます。

まず1ページ目、主要事項の中ですけれども、資源管理関係は一つ目の大きな柱、漁業経営安定対策の着実な実施と新たな資源管理システムの推進ということで、この大きな柱の中にあるということで、そのうち主な事項ということで、この大きな柱の下に大きく二つに分かれている。①として漁業経営安定対策の着実な実施、②として資源調査・評価の充実等となっております。

まず一つ目の漁業経営安定対策の着実な実施の部分ですけれども、こちら一つ目の白い丸にありますとおり、皆様御承知と思いますが、資源管理に取り組む漁業者の皆さんを対象とした収入安定対策、積立ぶらす等の実施ということで、令和4年度当初の予算額としては202億円という数字を計上しているということでございます。

続きまして②の資源調査・評価の充実等というところでございますけれども、こちら一つ目の白い丸、資源評価対象種を拡大して高度化を図る。不漁要因の解明ということで、調査船調査、漁業者の協力による漁船活用型の調査を実施するという、こちら大きな項目としては95億円とありますが、この調査・評価体制の確立ということの部分で約75億円を計上しております。また、資源評価のために重要なベースとなる漁獲データの効率的な収集体制の整備、あるいは水産流通適正化法に係る情報伝達の電子化を推進するといったところで、これスマート水産業関係ですけれども、約4.9億円を計上しているという状況です。

後ろの方、8ページ以降に各関係する事業の中身、詳細を示しております、8ページが漁業収入安定対策、9ページに水産資源調査・評価推進事業等ということで、10ページにはスマート水産業推進事業等ということでございます。

あと先ほど1ページの方で主要事項には掲げられておりませんでしたけれども、11ページには新たな資源管理システム構築促進事業ということで、こちら各種の資源管理に必要な技術開発ですとか、IQの導入等に向けた取組の支援、あるいは資源管理計画から資源管理協定への移行、あるいは現行の資源管理計画の履行確認等といった取組を支援する事業として、こちら7億5,700万を概算決定額として計上しております。

一番最後のページ、12ページですけれども、こちら栽培関係の予算ということで、種苗放流、こちらも資源管理に関連するものということで、こちら最後のページに予算の概要を添付しております。

簡単ですけれども、私からの説明は以上でございます。

○関会長 説明ありがとうございました。

ただいまの説明について御質問、御意見などありましたら、御発言いただきたいと思えます。チャットの方に質問ありますと書き込んでいただいてもいいですし、マイクミュートを外してお名前を言っていただければ、こちらからお当てすることができます。御質問等ございますか。ございませんか。

それでは、特に御質問がないということですので、次に進みたいと思えます。

続きまして、②のその他ですけれども、事務局では特に準備はないということなんです、せっかくの機会ですので、委員の皆様から何か情報提供等ありましたら、是非お願いしたいと思います。マイクをオンにしてお名前言っていただければよろしいですし、チャットの方に意見ありますというふうに書いていただければ、こちらから振ることができますので、よろしくお願ひします。大丈夫でしょうか。よろしいですか。

それでは、最後に確認ですけれども、これまでの議事において言いそびれたこと、言い足りなかったこと、タイミング外して発言したかったんだけどできなかったというようなことがありましたら、何でも構いません。どこの部分の話についてでも構いませんので、マイクをオンしてお伝えいただければと思えます。よろしいですか。

○宮川委員 質問があるんですけども、よろしいですか。

○関会長 お名前をお願いします。

○宮川委員 神奈川海区の宮川です。

○関会長 宮川委員さん、お願いします。

○宮川委員 先ほど意見を言いそびれちゃったので、キンメのことなんですけれども、キンメのTACの導入について水産庁にお伺いしたいんですけれども、漁業者の理解がなければTACの導入はしないと再三キンメの会議で言われております。それ漁業者は信用してもいいんでしょうか。その1点だけちょっとお伺いしたい。

○関会長 水産庁さん、お願いします。

○西田補佐 新たな資源管理の推進、TACの導入も含めた取組の推進に当たっては、漁業者の方の理解と協力を得た上で進めるということは繰り返し申し上げますし、それから関係の、ものすごく小さいんですけれども、TAC拡大に向けたスケジュール、先ほど御紹介した資料2-2のスライド番号8の大きくしたものの中にも明記をしております。施策を進めるという立場上、何かがなければ導入しないとか否定形の言い方はなかなか難しいんですけれども、少なくとも漁業者の方の理解と協力を得た上で進めるということは何度も申し上げますし、また、その資料にも明記して書いて示しているということで、その点は文字にして示しているという以上は、水産庁としても一定の責任は負っているというふうに考えております。

○宮川委員 もう1点だけ。このスケジュールがありますよね。そのスケジュールを進める上で、まず最初に漁業者の理解を得るのが先だと思うんですけれども、どう思いますか。

○魚谷室長 資源管理推進室長の魚谷です。

基本的に議論を進めることについて理解、協力ということではなくて、我々としては議論を進める中で、こういう漁業法に書いてある数量管理を基本とした管理というものをどういう形でやっていくかという中身について皆さんと議論をしながら、その内容について理解と協力を得て進めていこうということです。ですので、まず資料2-2のスライドの8にありますように資源評価結果が公表されて、やり方というのはこれまでのやり方と違うやり方ですので、それをまずお示しをして水政審の部会の方で論点、意見を整理していただいた上で、ステークホルダー会合の中で皆さんとやり取り、要はいろんなキャッチボールをしながら理解と協力を得ていく、皆さんの理解を深めていただいて、我々自身も皆さんの御意見に対する意見を深めて、議論を収束させていきたい。その暁に我々の希望としてはTAC管理の導入というのを考えながらやっているわけなんですけれども、そういう進め方をさせていただければということでございます。ですので、中身の話を聞く前に、や

る、やらないについて理解する、しないということじゃないんだろうというふうに我々としては考えているところでございます。その点御理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○宮川委員 分かりました。

もう1点。漁業者は、このレールに乗ると最終的には押し切られてTAC導入になるんじゃないかとすごく危機感を覚えています。それだけは承知しておいてください。

以上です。

○関会長 ありがとうございます。

是非何度でも丁寧に何回でも議論を重ねていくという姿勢の中で、双方が納得できるいいものを作っていただきたいというふうに思います。

そのほかにいかがでしょうか。御発言ある方はマイクをオンにしてお伝えいただければと思います。これまで諮った内容について特段異論がない方、異議がない方は異議なしというふうに御発言いただいても構いません。よろしいですか。大丈夫でしょうか。

(「異議なし」の声)

○関会長 それでは、本日の全ての議事について御了承いただいたということにさせていただきます。

それでは、最後に次回委員会の開催予定について、事務局から説明をお願いします。

○西田補佐 水産庁管理調整課、西田でございます。

次回につきましては、例年どおり今年11月頃に次回の委員会を開催したいと考えております。日時及び場所等につきましては、会長及び委員の皆様の御都合もお聞きしながら、新型コロナウイルスの感染状況も踏まえ、追って御連絡いたしたいと思いますが、次こそは対面での会議が開催できるように検討いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、大臣選任委員の方々の任期が2022年3月12日までとなっておりますので、次回委員会開催まで会長が不在となることから、会長職務代理者による委員会の招集となりますので、よろしくお願いいたします。

○関会長 ありがとうございます。

次回の委員会は例年どおり11月頃に予定されているとのことです。その頃にはまた1回、ずっと遠隔ですので、対面で集まれる機会もあればなというふうに思います。

なお、大臣選任委員の皆様の任期は本年2022年3月12日までということで、今日の会議

が任期中の最後の委員会となります。大臣選任委員の皆様におかれましては、これまで4年間にわたり会議の円滑な運営に御協力いただき感謝申し上げます。委員を続けられる方におかれましては、次回の委員会の出席についてよろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様、御臨席の皆様におかれましては、議事進行への御協力及び貴重な御意見、本当にありがとうございました。事務局におかれましては、本日頂いた意見を踏まえて今後の委員会の運営に活用していただきたいというふうに考えます。

なお、議事録署名人に指名させていただきました海区互選委員の關委員、大臣選任委員の金澤委員のお二方には、後日、事務局から本日の議事録が送付されてきますので、処理の方、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして第37回太平洋広域漁業調整委員会を閉会させていただきます。皆様、長い時間どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

午後4時04分 閉会